電５イ

◆ 電子申請者向け ◆
セーフティネット保証５号（イ）にかかる特定中小企業者の認定のご案内

１　認定の対象となる方　※原則として、次のすべてに該当する方

・名古屋市内に本店又は事業所を有していること
・経済産業大臣が指定した指定業種（※1）に属する事業を営んでいること
・売上高等が（１）の場合ａ、（２）の場合ａ及びｂの状況となっていること

（１）営む業種が全て指定業種に該当する方【単一・兼業者①】
ａ．最近３か月間（※２）の売上高等が、前年同期（※３）比で５％以上減少

（２）営む事業のうち一つでも非指定業種に該当する方【兼業者②】
ａ．企業全体及び指定業種の最近３か月間（※２）の売上高等が、前年同期（※３）比で５％以上減少
ｂ．最近３か月間（※２）における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合が５％以上

※１　指定業種は３か月ごとに更新されますので、最新の状況は中小企業庁ＨＰからご確認下さい
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html
※２　原則、申請月の前月から起算して３か月間
※３　業歴１年３か月未満の場合は、最近１か月間（例．４月）の売上高等がその直前の３か月間（例．３月、２月、１月）の平均売上高等と比して５％以上減少していること【創業者】

２　電子申請の流れ　※窓口申請をご希望の方は、窓口申請者向けのご案内をご覧下さい

① 本市へオンラインでの申請を希望する場合は、中小企業庁が運営する「中小企業者認定・融資電子申請システム（ＳＮポータル）」より、電子申請を行って下さい。
② なお、電子申請を利用するためには「Ｇビズ ＩＤ」を取得する必要がありますので、詳しい手続き等は中小企業庁ＨＰをご確認下さい（申請ページへのリンクあり）
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html
③ 窓口の開庁日に関わらず（システムメンテナンス等を除く）２４時間３６５日申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。

３　必要書類　※窓口申請で必要な「認定申請書」「売上高等内訳書」はＳＮポータル上で確認できるため不要

提出書類	備考		
□月別売上高が確認できる資料 ※最近３か月と前年同期で種類が異なっても可	例）月別売上高がわかる各種試算表、売上台帳、法人概況説明書等 ※兼業者②は、指定業種の各事業の売上高と企業全体の売上高が月別で確認できる書類が必要		
□「業種確認表」	・所定の様式を市ＨＰよりダウンロードしてご記入下さい https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000099395.html		
□業種が確認できる資料	・許認可・届出・登録（ある場合はできる限り用意）、請求書、会社概要、製品カタログ、ＨＰ等からできる限り多種類		
□市内で事業実態が確認できる書類　※右記で確認できない場合は、許認可証や賃貸借契約書の写し等、**実在確認ができる資料を２種類以上（個人は１種類で可）**添付して下さい	法人	□履歴又は現在事項全部証明書	・３か月以内に法務局で取得した原本又はコピー
	個人	□直近１期分の確定申告書 ※創業後で１期申告前は開業届	・表紙、収支計算書や青色申告決算書のコピー
	※個人の方で、住民票現住所と市内事業所の所在地が異なる場合はＳＮポータル上の申請画面の「その他」の欄に、市内事業所の所在地をご入力下さい。		
□創業年月日が確認できる資料	法人	履歴又は現在事項全部証明書等	個人　開業届、許認可証等

＊必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。
＊認定は一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後に申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定が取消しとなる場合があります。

４　申請・お問合せ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）
〒４６４－０８５６　千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階　TEL：７３５－２１００

（R7.1.6）